令和９年度
瑞穂町学童保育クラブ
入所案内



１次申請受付期間
令和８年１１月１６日（月）から
令和８年１２月２８日（月）まで

２次申請受付期間
令和９年１月４日（月）から
令和９年２月１５日（月）まで

３次申請受付期間
令和９年２月１６日（火）から
令和９年３月１０日（水）まで

期間限定入所（サマー学童）受付

１次申請受付期間
令和８年１１月１６日（月）から
令和９年３月１０日（水）まで

２次申請受付期間
令和９年３月１１日（木）から
令和９年６月１５日（火）まで

集中受付期間

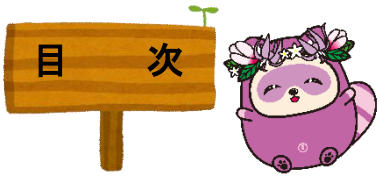
令和８年１１月１６日（月）～ 令和８年１１月３０日（月）

在籍児童のいる世帯に限り、在籍している学童保育クラブで申請を受け付けています。



学童保育クラブは毎年申請が必要です。
申請を忘れないようご注意ください。
オンラインでの入所申請も可能です。
詳細は５ページをご覧ください。

【問合せ先】
〒190-1292
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
TEL：042-557-8658



≪はじめに≫　・・・

≪はじめに≫

学童保育クラブとは

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

〈関連条例等〉

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例（平成 26 年 12 月 5 日条例第 13 号）
瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例施行規則（平成 26 年 12 月 26 日規則第 18 号）
瑞穂町学童保育クラブ障害児入所要綱（平成 15 年 3 月 31 日告示第 63 号）
瑞穂町学童保育クラブ入所判定実施要綱（平成 20 年 1 月 21 日告示第 7 号）
瑞穂町学童保育クラブの延長保育実施要綱（平成 27 年 3 月 27 日告示第 54 号）
瑞穂町学童保育クラブメール配信サービス事業実施要綱（平成 27 年 7 月 1 日告示第 128 号）
※「瑞穂町ホームページ」で閲覧することができます。

瑞穂町学童保育クラブ一覧（施設の場所等は 13 ページの案内図を参照）

瑞穂第一小学童保育クラブ（一小学区）	瑞穂第四小学童保育クラブ（四小学区）
瑞穂第二小学童保育クラブ（二小学区）	瑞穂西松原学童保育クラブ（四小学区）
瑞穂第三小学童保育クラブ（三小学区）	瑞穂第五小学童保育クラブ（五小学区）

学童保育クラブの種別

事業名	概要	推奨される児童
通常入所 〔1～6 年生〕	・平日の学校下校時間から午後 6 時までの保育 ・土曜日、学校休業日の午前 8 時 30 分から午後 6 時までの保育 ・利用料金の月額は育成料 4,000 円、行事費 1,500 円	・低学年の児童
期間限定入所 （サマー学童） 〔1～6 年生〕	・学校夏季休業中の平日及び土曜日の午前 8 時 30 分から午後 6 時までの期間限定保育 ・詳細については 11 ページを参照	・夏季休業中に限り保育が必要な児童 ・中学年以上の児童

※延長保育については、8 ページをご参照ください。

1 入所要件

（１）対象児童

学童保育クラブに入所できる児童は、瑞穂町に住所を有し、小学校に就学している児童であり、その保護者が２ページ（２）のいずれかに該当することにより、放課後等に当該児童が適切な保育を受けられないと認められる場合です。また、学童保育クラブは集団生活ができる児童であることが前提とされます。

※児童の状況や特性を把握するために、面談を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

（２）保護者の要件

保護者の要件	
就労	就労を常態としていること。
出産	出産予定であること（出産要件での入所は出産予定月と前後 2 か月の通算 5 か月まで）。
疾病・障がい	長期にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障がいを有していること。
介護・看護	長期疾病、その他障がいを有している者の介護または看護にあたっていること。
求職	仕事に就くための面接などを受けるために日中外出することを常態としていること（3 か月間）。
就学	就労に伴う準備として技能習得や学校等に通い日中外出することを常態としていること（在学証明等の在籍とその時間帯を証明する書類の提出が必要となります。）。
災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害により被害を受け、その復旧にあたっていること。

（３）利用調整

申請締切り後、申請書類を基に保育の必要性を「瑞穂町学童保育クラブ入所基準表」に基づき指数化します。指数は、「瑞穂町学童保育クラブ入所基準表」の合計（次ページの計①と計②の合計点）となります。空きがある学童保育クラブについて利用調整を行い、指数の高い方から順に学童保育クラブへの入所を決定します。指数が同じ場合は、「優先順位」により入所を決定します。

※詳細については、次ページの表をご覧ください。

（４）障がい等のある児童

障がいのある児童の入所定員は、各学童保育クラブの入所定員内で各 2 名です。以下の条件すべてを満たす児童が入所対象です。申請時には診断書、または手帳の写しを添付してください。

条件
・障がいの程度が軽度で、集団生活が可能であること。
・児童が自ら登所するか、安全に配慮し保護者が送迎を行うこと。
・保育中に支援員による投薬や、医療行為を必要としないこと。

※著しく心身に障がいを有する児童や、感染症または悪性の疾患を有する児童は入所できない場合があります。

入所基準表

別表（第２条関係）　※「①保護者の就労等の状況(項目1～8)」と「②児童等の状況」の該当する欄にポイントを記入し、合計(累計)ポイントを算出する。

瑞穂町学童保育クラブ入所基準表							判定	
	項目	類型	細目			指数	父親	母親
①保護者（父親・母親）の就労等の状況	1	就労	月20日以上	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	10		
					7時間以上が常態	9		
					7時間未満で土曜日の就労がある場合	8.5＋(就労時間×0.1)		
					7時間未満	8＋(就労時間×0.1)		
			月15日以上20日未満	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	8		
					7時間以上が常態	7		
					7時間未満で土曜日の就労がある場合	6.5＋(就労時間×0.1)		
					7時間未満	6＋(就労時間×0.1)		
			月15日未満	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	7		
					7時間以上が常態	6		
					7時間未満で土曜日の就労がある場合	5.5＋(就労時間×0.1)		
					7時間未満	5＋(就労時間×0.1)		
	2	出産	入所希望日において、出産予定月とその前後2か月の計5か月間			9		
	3	疾病・障がい	疾病		入院中	10		
					自宅内で常時臥床又は精神性疾患等で常時自宅療養が必要な場合	10		
					１週間に3日以上の通院	7		
					上記以外の自宅療養及び通院で保育が必要と認められる場合	5		
			障がい		身体障害者手帳の障害の程度が　→　2級以上 愛の手帳の障害の程度が　→　2度以上	10		
					身体障害者手帳の障害の程度が　→　3級以下 愛の手帳の障害の程度が　→　3度以下	8		
	4	介護・看護	入院の付添い		入院している家族の付添い	10		
			通院等付添い		１週間に3日以上通院及び通所等の家族の付添い	7		
			自宅看護		自宅で療養している家族の看護又は介護	5		
	5	求職	申請日において未決定			3		
	6	就学	１日の就学又は技能習得時間の合計		7時間以上が常態で土曜日の就学又は技能習得がある場合	10		
					7時間以上が常態	9		
					日中7時間未満で、土曜日の就学又は技能習得がある場合	8.5		
					日中7時間未満	8		
	7	災害復旧	自身の家屋の滅失、損壊等の復旧により児童の保育ができない場合			10		
	8	不在・不存在	単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁等により父又は母の不在（不存在）			10		
	計　①							

※要件が2つ以上重なる場合は、特別な事例として審査会で協議する。

②児童等の状況	類型	細目及び指数	判定
	指数調整	児童の学年　1年生(＋10)　2年生(＋8)　3年生(＋6)　4年生(＋2)　5年生(0)　6年生(0)	
		入所申請締切日までに育成料の滞納分がある世帯　1か月分(－2)　2か月分(－5)　3か月分以上(－10)	
		入所月から11月末までの学童への登所率　50%未満(－1)　25%未満(－2)	
	計　②		

合計（累計）ポイント　①＋②	

類型		細目	判定
優先順位	①児童の学年	学年が低い者を優先する。	
	②祖父母の状況	児童の保育が可能な祖父母がいない者を優先する。	
	③保護者の勤務時間等の状況	週当たりの午後1時以降の就労時間が長い者を優先する。	
		通勤通学距離の長い者を優先する。	
		1か月の就労日数が多い者を優先する。	
		1か月の就労時間が多い者を優先する。	

※①、②で決定できない場合、③の該当する項目の数が多い方を優先とする。

2 入所申請

（１）申請期間　**令和９年４月１日入所**

入所の決定は先着順ではありませんが、一次申請から審査・決定を行います。申請数が定員を超えた場合は、待機となる場合があります。

〇集中受付期間（一次申請受付期間中）

令和８年11月16日（月）から令和８年11月30日（月）まで

集中受付期間に限り、現在学童保育クラブに在籍している児童がいる世帯は、各学童保育クラブでも申請を受け付けます。令和８年12月１日（火）以降は瑞穂町役場庁舎１階の子育て応援課保育・幼稚園係窓口もしくは郵送（受付期間内必着）、オンライン申請にてお手続きください。

〇一次申請受付期間

令和８年11月16日（月）から令和８年12月28日（月）まで

〇二次申請受付期間

令和９年１月４日（月）から令和９年２月15日（月）まで

（オンライン申請は令和８年12月29日（火）から令和９年２月15日（月）まで）

〇三次申請受付期間

令和９年２月16日（火）から令和９年３月10日（水）まで

５月１日以降の入所申請について

入所を希望する月の前月15日までに申請書等を提出してください（15日が瑞穂町役場の閉庁日に当たる場合は直前の開庁日が期限となります。）。

※月の途中からの入所はできません。

令和９年度　５月入所以降の申請締切日

※祝日の設定により変動する場合があります。

５月入所→４月１５日	９月入所→　８月１３日	１月入所→１２月１５日
６月入所→５月１４日	１０月入所→　９月１５日	２月入所→　１月１４日
７月入所→６月１５日	１１月入所→１０月１５日	３月入所→　２月１５日
８月入所→７月１５日	１２月入所→１１月１５日	

（２）申請方法

〇窓口での申請

下記の受付場所、受付時間に申請してください。

受付場所	受付時間	受付できない日
瑞穂町役場庁舎１階 子育て応援課保育・幼稚園係	・午前８時30分～午後５時	土・日曜日 祝日
在籍している学童保育クラブ ※集中受付期間のみ	・午後２時～午後６時	土・日曜日 祝日

〇オンラインでの申請

下記二次元コードもしくはＵＲＬより申請してください（締切り間近はサイトが混み合う可能性があるため、期限に余裕をもって申請してください。）。就労証明書や診断書等の必要書類は写真データを添付してください（ＰＤＦやエクセル等のデータはそのまま添付できます。）。不鮮明や見切れている箇所がある場合、電話での確認や再提出が必要となる場合があります。

＜瑞穂町学童保育クラブ通常入所申請フォーム＞

二次元コード

ＵＲＬ：https://logoform.jp/f/5iDvU

＜瑞穂町学童保育クラブ期間限定入所（サマー学童）申請フォーム＞

二次元コード

ＵＲＬ：https://logoform.jp/f/jVVET

〇郵送での申請

下記の宛先までご送付ください。郵送料は申請者負担となり、郵便事故等による書類の紛失・破損等には町は一切の責任を負いません。記入不備や提出書類の不足等があった場合、来庁をお願いする場合があります。

＜郵送先＞
〒190-1292
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係

（３）申請書類

全ての申請書類が揃った時点で申請を受け付けさせていただきます。書類に不備・不足があった場合、受け付けられませんのでご了承ください。

〇通常入所の申請に必要な書類

①	学童保育クラブ入所申請書（**水色**）	１通
②	就労証明書等要件確認のための必要書類（次ページ参照）	保護者各 １通
③	確認書	１通
④	学童保育クラブ育成料減免申請書（桃色）※該当する場合のみ	１通

※通常入所を申請される方で、確認書の「期間限定入所（サマー学童）についての確認」で「希望する」に〇をつけた方は、やむを得ず待機児童になった場合に期間限定入所（サマー学童）の審査に移行します。その場合は、別途期間限定入所（サマー学童）の申請は不要です。

〇期間限定入所（サマー学童）の申請に必要な書類

①	学童保育クラブ期間限定入所申請書（**黄色**）	1通
②	就労証明書等要件確認のための必要書類（次ページ参照）	保護者各 1通
③	確認書	1通
④	学童保育クラブ育成料減免申請書（**桃色**）	1通

※**期間限定入所（サマー学童）は、入所期間や育成料の算定が通常入所とは異なるため、減免申請書（桃色）の提出が必須となります**。期間限定入所（サマー学童）の詳細については、11ページをご参照ください。

要件確認のための必要書類

項目	必要書類と内容
就労	・就労証明書（就労先の事業所による記入） **申請日以前3か月以内に記入されたもの**。 **自営業は保護者本人で記入されたもの**。
出産	・母子健康手帳の写し **母の名前と出産予定日が記載されたページ**。
疾病・障がい	状態により以下のいずれかまたは両方 ・医師の診断書の写し **保育が困難である旨が記載されているもの**。 **申請日以前6か月以内に発行されたもの**。 ・身体障害者手帳等の写し
介護・看護	以下の該当するもの ・介護保険被保険者証の写し ・身体障害者手帳の写し ・医師の診断書の写し **申請日以前6か月以内に発行されたもの**。
求職	・求職活動の状況がわかるもの お持ちの場合は、ご提出ください。
就学	・在籍証明書又は学生証明書の写し **学校教育法に定める学校、職業訓練施設等で発行されたもの**。 ・時間割等 **カリキュラムの時間帯や曜日等がわかるもの**。



【申請にあたっての注意事項】

①**提出書類に事実と異なった記載事項があった場合には、入所審査の対象外または入所の取り消しとなることがあります**。

②就労証明書の内容について、就労先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

③提出書類はお返しすることができませんのであらかじめご了承ください。

④申請後、提出書類の住所・電話番号・勤務先等に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を届け出てください。

⑤提出書類はボールペンで記入してください**（消えるボールペン不可）**。

⑥訂正の場合は二重線で訂正してください。修正テープは使用しないでください。

⑦入所する学童保育クラブは、**原則児童の居住する地区の学童保育クラブとなります**。地区外や町外の小学校に在籍している児童については、子育て応援課保育・幼稚園係までご相談ください。地域外通学の理由によっては、学童保育クラブをご利用できない場合があります。

⑧障がいのある児童の入所申請については、申請書に障がいの度合いや状況(軽度・中度または医師による診断書等)を詳しく記入してください。

【瑞穂第四小学区にお住まいの方へ】

瑞穂第四小学区には 2 施設の学童保育クラブ（瑞穂第四小学童保育クラブ・瑞穂西松原学童保育クラブ）があります。

入所申請については原則希望制としますが、**最終的な入所決定は、皆様のお住まいの地域、通学路、両施設の定員や学年のバランス等を考慮したうえで、町の判断により行います**。したがって、**必ずしも希望した学童保育クラブに入所できるとは限らないことをご了承のうえ、入所申請をしていただくようお願いいたします**。

これは、現在学童保育クラブに在籍し継続して申請される皆様も同様となります。

【瑞穂町に転入予定の保護者の方へ】

瑞穂町に転入予定の方も、入所申請をすることができます。以下の内容を確認して申請書をご提出ください。

・入所申請書の住所記入欄は、**転入後の瑞穂町の住所をご記入ください**。

・入所申請書の左上余白部分に、**転入前の現在お住いの住所**と**転入予定日**を記入してください。また、転入の予定を証明できる書類（住宅購入の契約書や賃貸契約書）のコピーを添付してください。

・転入後は、瑞穂町役場子育て応援課保育・幼稚園係まで必ずお知らせください。

※転入予定の方で、転居先や転居日が未定の方は事前に必ずご相談ください。

3 審査結果

入所（4月1日入所）が決まった児童については、**2月中旬頃**から順次入所承認通知書を郵送します。学童保育クラブの状況により待機となった場合は、入所保留通知書を郵送し、入所可能になった時点で順次お知らせします。5月入所以降は、各月の申請締切日以降、審査が完了次第順次通知を郵送します。

4 入所期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

※**学童保育クラブの入所は年度ごとの申請が必要です**。

以下の要件で入所された方は下記のとおりの入所期間となります。期間終了までに**要件確認のための必要書類**の提出がない場合は退所となります。

・出産…**出産予定月と前後2か月の通算5か月**
・疾病及び就学…**提出書類に記載された期間**
・求職…**入所から3か月間**

5 開所時間

通常日	下校時間～午後6時
学校休業日、春・夏・冬休み期間中、学校の振替休日	午前8時30分～午後6時

延長保育の実施について

学童保育クラブでは下記時間帯にて延長保育を実施しています。利用方法等の詳細については、入所承認通知書に同封しますのでご確認ください。

①1日開所（土曜日、長期休業期間、学校の振替休日）の午前8時から午前8時30分
②午後6時から午後6時30分
③午後6時30分から午後7時

6 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）が休所となります。なお、**災害や学校の休校等の理由により臨時休所する場合があります**。

7 入所説明（動画配信）

入所が決定した児童の保護者を対象に、入所説明動画を配信します。詳細については、入所承認通知書に同封しますのでご確認ください。

初めて学童保育クラブをご利用になる方は、必ずご視聴ください。

8 育成料・延長保育利用料及び行事費

（1）育成料　**月額4,000円**

学童保育クラブへの出欠に関わらず、在籍している限り納付が必要です。**1か月間一度も登所がない場合でも、育成料が発生しますのでご了承ください**。

～学童保育クラブ育成料は必ず納入してください～

学童保育クラブの運営は、国や都からの交付金、町の負担及び保護者に納めていただく育成料等で運営しており、学童保育クラブ育成料納入が滞ることにより、運営そのものに支障が生じることになります。また、保護者間の著しい負担の不均衡を生じさせ、不公平感の増長につながります。納入期限内に必ず納入してください。

※滞納があった場合、担当者から連絡及びご自宅を訪問させていただきます。

（２）延長保育利用料

利用児童１人につき下記利用枠ごとに１回 200 円（月額上限額 1,000 円）

①1 日開所（土曜日、長期休業期間、学校の振替休日）の午前 8 時から午前 8 時 30 分

②午後 6 時から午後 6 時 30 分

③午後 6 時 30 分から午後 7 時

（３）行事費　**月額 1,500 円**

行事費は、おやつ代や学童保育クラブで実施する年間行事（お誕生日会やクリスマス会）等で使用します。

※滞納があった場合、各学童保育クラブからご連絡させていただきます。

9 育成料・延長保育利用料及び行事費の納入方法

（１）育成料・延長保育利用料

納入方法は原則口座振替です。入所承認通知書を郵送する際に、口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し指定の金融機関へ提出してください。指定口座からの引き落とし日は下記のとおりとなりますので、**事前に指定口座への入金及び残額確認をお願いします。同一世帯で、在籍する児童が 2 人以上いる場合は、児童数分の口座振替依頼書の提出が必要です**。

＜口座振替依頼書の指定金融機関＞

西武信用金庫本支店	青梅信用金庫本支店	多摩信用金庫本支店
西多摩農業協同組合本支店	ゆうちょ銀行・郵便局	

令和 9 年度 学童保育クラブ育成料・延長保育利用料の引落日

※祝日の設定により変動する場合があります。

４月分→４月３０日	８月分→ ８月３１日	１２月分→１２月２７日
５月分→５月３１日	９月分→ ９月３０日	１月分→ １月３１日
６月分→６月３０日	１０月分→１１月 １日	２月分→ ２月２９日
７月分→８月 ２日	１１月分→１１月３０日	３月分→ ３月３１日

※期間限定入所（サマー学童）の育成料引き落とし日は 8 月 2 日（予定）です。

（２）行事費

所属する学童保育クラブに毎月納入していただきます。納入方法については、各学童保育クラブにより異なりますので、支援員に直接お問い合わせください。

10 育成料の減免

①同一世帯で２人以上の児童が入所している場合、２人目以降は月額2,000円になります。
②生活保護世帯や令和８年度区市町村民税非課税世帯は免除になります。

・①または②に該当する場合は、**学童保育クラブ育成料減免申請書**を提出してください。申請は毎年度必要であり、**提出がない場合は減免の対象となりません。**
・**令和８年１月２日以降に瑞穂町へ転入された方は、令和８年１月１日住所地の区市町村長発行の令和８年度住民税課税（非課税）証明書を必ず添付してください。**
・減免措置は**申請のあった月の翌月から適用**されます。また審査の結果、減免措置が適用されない場合があります。

11 変更手続き

入所申請書類の内容について、世帯内容や住所等に変更があった場合は、学童保育クラブ申請事項変更届にその内容を記入し、新たな証明書等を添付して各学童保育クラブまたは子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。特に求職要件での申請の場合は、就労先が決まり次第直ちに就労証明書を提出してください。

保護者が退職された場合、入所要件に該当しないため、入所の取り消しとなります。入所の継続を希望する場合は、求職活動申告書等の提出が必要です。

12 退所及び入所取り消し

（１）退所

学童保育クラブは、年度途中で退所することができます。退所する場合は、退所届を**退所を希望する月の末日までに**各学童保育クラブまたは子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。

退所日は遡ることができず、提出がない場合は育成料が発生します。**退所届の提出が翌月１日以降になった場合には、その月の育成料が全額発生しますのでご注意ください**。

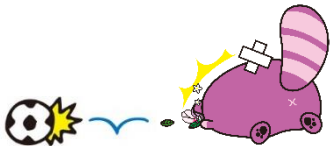
（２）入所取り消し

以下に該当する場合は、学童保育クラブの入所が取り消しとなります。
・対象とする児童及び保護者が、定められた入所要件を欠くに至ったとき。
・入所の申請手続き及び申請内容等に偽りがあったとき。
・児童や支援員に対する迷惑行為及び支援員の指示に従わない等、学童保育クラブでのルールを守らず、その後も改善が見られなかったとき。



13 保険

学童保育クラブでは、学童保育賠償責任保険及び学童保育児童傷害保険に加入しています。



学童保育児童傷害保険

＜適用範囲＞

・学童保育クラブ施設内での活動中

・学校の下校時から学童保育クラブまでの経路上及び学童保育クラブから自宅までの経路（土曜日等の一日保育の日は自宅から学童保育クラブまでの往復経路上）

※**経路途中で友人宅やお店等に立ち寄るなどで、通常の帰宅経路を変更した場合には、その時点で保険の適用から除外されますのでご注意ください**。

＜補償額及び保険料＞

・該当する傷害状況により、医療機関に通い手当を受けた場合に適用されます。

・補償内容（令和８年度実績）は下記のとおりとなります。保険額については令和９年度も同じ内容となる予定です（変更となる場合もあります。）。保険の適用にあたっては、保険会社の判断となりますのでご了承ください。

通院保険金（日額 1,000 円）

入院保険金（日額 1,500 円）

手術保険金（入院中の手術は入院保険金日額の 10 倍）

（入院中以外の手術は入院保険日額の５倍）

死亡・後遺障害保険金（1,190,000 円）※事故の日からその日を含めて 180 日以内

14 メール配信サービス

学童保育クラブでは、メール配信サービスを利用し、保護者の方への災害時の緊急連絡や学級閉鎖時の対応等のご連絡をさせていただきます。学童保育クラブの入所が決定した際には、ご登録をお願いします。登録方法などの詳細については、入所承認通知書に同封しますのでご確認ください。

15 期間限定入所（サマー学童）

学童保育クラブでは、夏季休業期間を対象とする期間限定入所（サマー学童）を実施しています。**入所期間は各小学校の夏季休業期間**です。授業時間が長く平日の利用が少ない高学年の児童に関しては、期間限定入所への申請をお勧めします。保育内容については通常の学童保育クラブと同様です。

定員は各施設概ね 10 名です。利用金額は育成料 6,000 円と行事費 1,900 円です。（**育成料及び行事費は、令和８年度の金額です。夏季休業期間によっては、金額が変更となる場合がありますのでご了承ください**。）

入所申請期間は下記のとおりとなります。入所申請の際は、期間限定入所専用の入所申請書（黄色）をご使用ください。

〇一次申請　令和８年 11 月 16 日（月）から令和９年３月 10 日（水）まで

〇二次申請　令和９年３月 11 日（木）から令和９年６月 15 日（火）まで

※入所承認通知書は４月上旬（それ以降は６月下旬）頃、入所に関する詳細は６月

下旬頃に郵送します。

16 その他

（１）学校閉鎖及び学級閉鎖

学校閉鎖及び学級閉鎖になった場合は、健康上の配慮からの閉鎖となるため、該当する児童は学童保育クラブについても登所できません。この場合、学校から各学童保育クラブへ連絡がありますので、保護者の方からの欠席の連絡は不要です。

（２）緊急時の休所

警戒宣言発令や自然災害等の影響で小学校が休校となった場合は、**学童保育クラブも休所となります**。あらかじめ休校が決定している場合は、特に休所の連絡を行わない場合もありますのでご了承ください。台風の接近等により学校が途中下校となる場合には、状況に応じメール等で保護者の方にご連絡します。

（３）施設・備品等の取り扱い

施設内の設備・備品や玩具などを破損した場合、原則、保護者の方に修理費・弁償費を全額ご負担いただきます。

（４）瑞穂第二小学童保育クラブに入所申請予定の保護者の方へ

瑞穂第二小学童保育クラブは、令和９年４月より第二小学校の南側（長岡長谷部250番地6）に移転予定です。前面道路（町道35号線）は、スクールゾーン規制（午前7時～午前8時30分まで及び午後1時から午後2時30分まで）があるため、車両での送り迎えをする保護者の方は、福生警察署にて「通行禁止道路通行許可証」を申請し、通行許可証を見やすい箇所に備え付けてください。

通行禁止道路通行許可申請は毎年必要です。

学童、役場での取りまとめはできませんので保護者の方がご自身で申請をしてください。



瑞穂町学童保育クラブ案内図

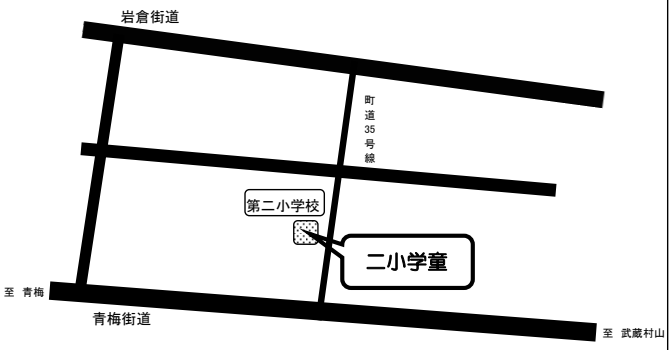
瑞穂第一小学童保育クラブ
（一小学区）

住所　〒190-1221
瑞穂町大字箱根ケ崎2287番地
（瑞穂第一小学校東校舎内3F）
電話　042-557-0080



瑞穂第二小学童保育クラブ
（二小学区）

住所　〒190-1231
瑞穂町長岡長谷部250番地6（令和9年4月～）
電話　042-556-5312



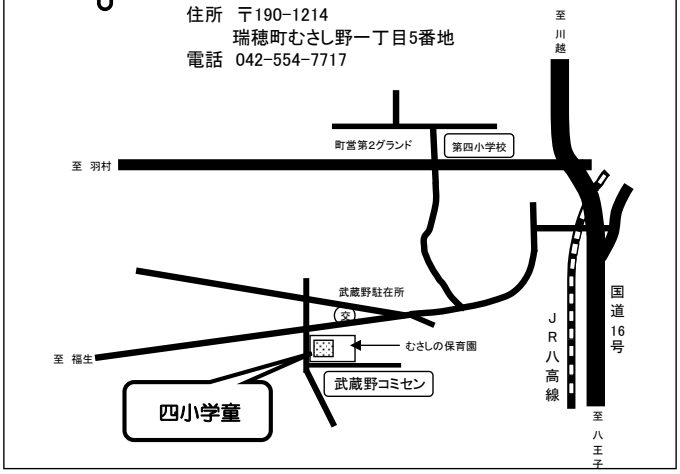
瑞穂第三小学童保育クラブ
（三小学区）

住所　〒190-1201
瑞穂町大字二本木676番地1
電話　042-556-2710



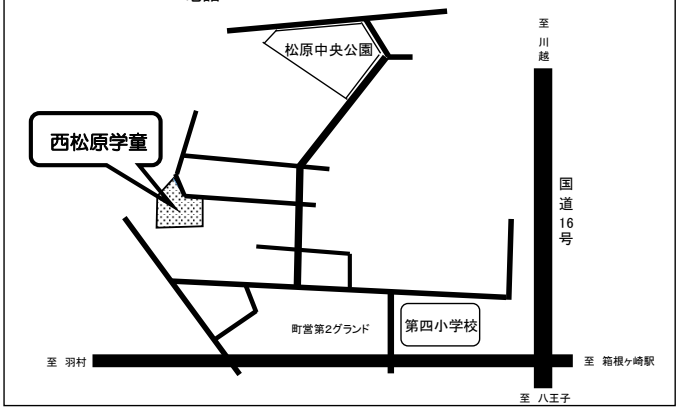
瑞穂第四小学童保育クラブ
（四小学区）

住所　〒190-1214
瑞穂町むさし野一丁目5番地
電話　042-554-7717



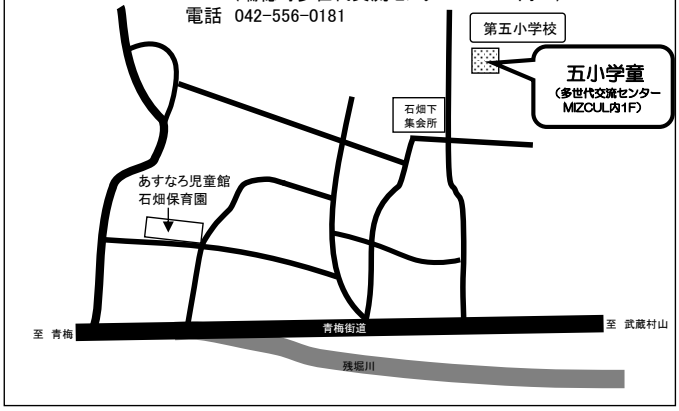
瑞穂西松原学童保育クラブ
（四小学区）

住所　〒190-1223
瑞穂町箱根ケ崎西松原25番地6
電話　042-556-6787



瑞穂第五小学童保育クラブ
（五小学区）

住所　〒190-1212
瑞穂町大字殿ケ谷1106番地
（瑞穂町多世代交流センターMIZCUL内1F）
電話　042-556-0181





瑞穂町学童保育クラブ運営受託法人



特定非営利活動法人わかば

〒190-1221
瑞穂町大字箱根ケ崎2434-10
TEL：042-557-8651　FAX：042-513-8208
https://wakaba115.com/

受託施設
- 瑞穂第一小学童保育クラブ（一小学区）
- 瑞穂第四小学童保育クラブ（四小学区）
- 瑞穂西松原学童保育クラブ（四小学区）

ハーベストネクスト株式会社

〒240-0004
横浜市保土ヶ谷区岩間町2-120
TEL：045-336-1120　FAX：045-336-1127
https://www.harvest-corp.co.jp/next/

受託施設
- 瑞穂第二小学童保育クラブ（二小学区）
- 瑞穂第三小学童保育クラブ（三小学区）

株式会社明日葉

〒108-0073
東京都港区三田3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー3階
TEL：03-3452-3350　FAX：03-3453-3336
https://ashita-ba.co.jp

受託施設
- 瑞穂第五小学童保育クラブ（五小学区）